

議案第106号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 別紙のとおり
- 2 指定管理者として指定するもの
北本・西武パートナーズ
代表企業 東京都豊島区南池袋1丁目16番15号
西武造園株式会社
取締役社長 林 輝 幸
構成企業 東京都小平市小川東町1丁目19番1号
西武緑化管理株式会社
代表取締役 片 桐 幸 三
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

平成25年11月28日 提出

北本市長 石 津 賢 治

別紙

公の施設の名称

北本市子供公園、北本宿緑地公園、本町公園、北本苑公園、久保公園、下原公園、高尾チサンこども公園、チサン第3中央公園、チサン第3東公園、本町7丁目公園、本町8丁目公園、緑1丁目公園、南団地中央公園、南団地西三角公園、南団地東三角公園、下原第三公園、下原団地公園、東原団地公園、荒井公園、六建下久保公園、久保第2公園、西高尾1丁目三角公園、グリーンハイツ公園、下石戸西部公園、天神下公園、高尾スポーツ広場、高尾さくら公園、西高尾1丁目公園、石戸宿4丁目公園、西高尾7丁目公園、下耕地公園、久保まんまる公園、北本水辺プラザ公園及び南団地新設公園（仮称）